

## 第 2 期愛知県医療費適正化計画の実績評価に向けた取組について

- 医療費適正化計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」により、計画終了年度の翌年度に、計画の実績に関する評価を行うこととされている。
- 第 2 期計画（計画期間：平成 24～29 年度）については、本年 12 月末までに実績評価を行い、その結果を国に報告することとされている。
- 国からは、実績評価を行うための各種データ等が本年 10 月 16 日付けで送付され、現在評価中であるが、本年 12 月末までに第 2 期計画の評価報告書を作成することとする。

注 1) 第 2 期計画の概要は参考資料 8 - 1 を参照

注 2) 第 1 期計画の評価報告書の概要は参考資料 8 - 2 を参照

### 1 第 2 期医療費適正化計画の実績評価の内容

#### (1) 目標の達成状況

特定健診・保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率、平均在院日数の短縮、後発医薬品の割合等の目標数値の達成状況

#### (2) 施策の達成状況

(1) の目標達成のための施策の具体的な内容・事業実績の把握や、因果関係の分析

#### (3) 施策に関する費用対効果

平均在院日数の短縮や生活習慣病対策（特定保健指導）の実施に関する費用対効果の算出

#### (4) その他

医療費推計と実績の比較、今後の課題・推進方策の整理

### 2 第 2 期計画の評価報告書の作成について

- 今後、事務局において実績評価を実施するための調査・分析等を行った上で、事務局案を作成し、医療体制部会委員及び愛知県保険者協議会に書面で意見を伺う。
- いただいた意見を踏まえ、事務局において評価報告書を作成し、次回開催の医療体制部会で報告させていただく。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 11 月末まで	実績評価書(案)作成
平成 30 年 12 月上旬	医療体制部会委員及び愛知県保険者協議会宛てに実績評価書(案)を送付し、意見を伺う。
平成 30 年 12 月末まで	厚生労働大臣宛て評価結果を報告
平成 31 年 3 月頃	医療体制部会に報告するとともに、県ウェブページで公表

### <参考> 関係法令抜粋

#### ○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（計画の実績に関する評価）

第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、**都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。**

2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

#### ○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）

（都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価）

第三条 都道府県は、法第十二条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画の目標の達成状況並びに当該計画の施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 都道府県は、法第十二条第二項の規定に基づき、都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果を、**当該計画の終了する年度の翌年度の十二月末日までに厚生労働大臣に報告するものとする。**